

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	箇条 4 一般要求事項 エンクロージャのそれぞれの部分は、通常の使用状態で、据え付けたり取り付けたりしたときに、エンクロージャ内部に取り付けた部品に対して、適切な電氣的及び機械的保護を確保し、使用者又はその周囲に対して危険がないよう構成され、組み立てられていなければならない。 (JIS C 8462-1 (以下、第 1 部) の規定による。)	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.1 12.101 箇条 16 16.102	第 1 部の第二条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 12 構造 12.1 カバー又はカバープレートの取付手段が接続装置の取付けにも用いられている接続ボックスは、カバー又はカバープレートを取り除いた後でも、接続装置を正しい位置に維持しなければならない。 12.101 接続ボックスは、導体の数又は断面積に関し、導体の正しい接続ができるように規定する十分なスペースをもたなければならない。 箇条 16 耐熱性 16.102 接続ボックスと一体となった接続装置は、通常の使用での温度上昇が規定する値を超えることのないように構築しなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.1	箇条 11 接地の準備 11.1 露出導電性部分のあるボックス及びエンクロージャ露出導電性部分に低抵抗の接地手段、又はその接地手段のための附属品の準備がなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 8 表示 8.1 次の表示を追加しなければならない。 k) 一体形若しくは組込形の端子、又は接続装置をもつボックスの定格絶縁電圧 l) 定格接続容量又は定格電流 m) ボックスに収める導体の最大数	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.102	第 1 部の第四条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 12 構造 12.102 端子又は接続装置の保持手段は、通常の使用中に生じる機械的ストレスに耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 8.1 箇条 13	箇条 8 表示 8.1 ボックス及びエンクロージャの表示は、該当する IP コードを表示しなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 13 劣化防止、固体の侵入及び水の有害な侵入からの	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第五条 続き		ているものとする。		13.2	保護 13.2 固形物の侵入に対する保護 エンクロージャは、IP 保護等級に従って、固形物の侵入に対する一定の保護がされなければならない。(第 1 部の規定による。)	
				13.3.1	13.3.1 IPX0 よりも高い保護レベルをもつエンクロージャは、IP 保護等級に適合する水の有害な浸入に対して一定の保護等級がなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.103 箇条 15 15.2.1 箇条 16 16.101 16.101.1	第 1 部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 12 構造 12.103 接続ボックスは、耐熱性に対する温度上昇の要求事項を満たさなければならない。 箇条 15 機械的強度 15.2.1 ボックス及びエンクロージャは、規定の温度環境試験後、この規格で認められないような変形又は損傷があつてはならない。 箇条 16 耐熱性 16.101 絶縁材の部分をもつ接続装置は、十分な耐熱性がなければならない。 16.101.1 供試体を、規定の温度の加熱庫に 1 時間置き、試験中に、それらはその後使用できなくなるようないかなる	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き					変化も受けてはならず、シーリング材が使われている場合は、充電部分が露出するほどシーリング材が流れ出てはならない。	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 16 16.101.1	第 1 部の第七条第 1 号に該当する規定によるほか、次による。 箇条 16 耐熱性 16.101.1 供試体を、規定の温度で加熱庫に 1 時間置く。 試験後、供試体がほぼ室温に戻った後、規定のテストプローブが充電部分に接触してはならない。	
第七条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 11 11.1 11.2	箇条 11 接地の準備 11.1 露出導電性部分のあるボックス及びエンクロージャ 露出導電性部分があるボックス及びエンクロージャは、低抵抗の接地手段、又はその接地手段のための附属品の準備がなければならない。(第 1 部の規定による。) 11.2 規定によって分類する絶縁物でできているボックス及びエンクロージャ 絶縁物でできているボックス及びエンクロージャには、 4mm^2 以上の接続性能を有する接地目的のための一つのねじ止め端子がなければならない。(第 1 部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.102.4	第 1 部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 16 耐熱性 16.102.4 規定の電流を通電し、締付装置の通電部分の温度上昇は、45 K 以下でなければならない。	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 18	箇条 18 異常温度及び炎に対する絶縁材の耐性 電気的作用によって熱的ストレスにさらされ、その劣化が安全を損なう絶縁材の部分は、異常な熱又は火炎によって著しく影響を受けてはならない。(第 1 部の規定による。)	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	接続用ボックス及びエンクロージャは電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、温度上昇しないので、火傷の危険はないため、非該当が妥当と

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十條 続き						考える。
第十一 條第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.8.1 12.8.3	箇条 12 構造 ボックス及びエンクロージャは、シャープエッジがない構造にしなければならない。（第1部の規定による。） 12.8.1 一般要求事項 ケーブルのためのロックアウトは、欠け又はばりがあってはならない。（第1部の規定による。） 12.8.3 ノックアウト除去 製造業者の指示に従って、ロックアウトを取り除いた後、鋭い角があってはならず、ボックス及びエンクロージャは損傷してはならない。（第1部の規定による。）	
第十一 條第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 12 12.102	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に よる。 箇条 12 構造 12.102 端子又は接続装置の保持手段は、規定の機械的試験後、この規格で規定する適合性を損なうような有害な変形、ひび割れ又は損傷があってはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	接続用ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、一般的に人体に危害、又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出がないため、非該当が妥当と考える。
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	接続用ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条続き						さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	接続用ボックス及びエンクロージャは、運転しないため、非該当が妥当と考える。
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	接続用ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないため、非該当が妥当と考える。
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	接続用ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁的妨害による誤作動はないため、非該

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十七 条続き						当が妥当と考える。
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	接続用ボックス及びエンクロージャは、電線及び充電部を保護するために使用される製品で、製品に電気を流さないことから、電磁波の発生源がないため、非該当が妥当と考える。
第十九 条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 16 16.101.1	第 1 部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 16 耐熱性 16.101.1 供試体を、85±2℃の温度の加熱庫に 1 時間置き、試験後、表示は読めなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。）</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	同上

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8462-22:2016

規格名：家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャ

第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				